

■ Webセミナー【前半】

令和8年改正個人情報保護法

データ利活用の新ルール ― 統計作成等の特例とPETs

2026年7月10日成立・同月17日公布（令和8年法律第56号）／衆参附帯決議（各14項目）を踏まえて

弁護士法人三宅法律事務所

2026年9月

パートナー弁護士 渡邊 雅之

※本資料は令和8年7月17日公布の改正法（令和8年法律第56号）、国会審議及び個人情報保護委員会事務局資料に基づく一般的な情報提供です。施行は一部を除き公布日から2年以内の政令指定日（先行施行：令和9年1月17日）。今後の政令・委員会規則・ガイドライン等の整備状況を適宜ご確認ください。

本セミナーの構成（【前半】は第1～5章）

改正法は「入口を開け、出口を強くする」構造改正。本日はこの構造に沿って、上場企業の実務に引き付けて整理します。

章	内容
第1章	改正総論 ― 大型改正の全体像と上場企業への影響マップ
第2章	統計作成等の規律（2条13項・30条の2・31条の3） ― AI・データ利活用とPETs
第3章	連絡可能個人関連情報（2条8項・31条の2）
第4章	特定生体個人情報（16条5項・21条の2・27条2項・35条7項8項）
第5章	本人同意の例外の見直しと第三者提供の新たな例外
第6章	委託を受けた事業者の規律（30条の3・58条の2）
第7章	16歳未満の者の保護（35条9項10項・40条の2・58条の3）
第8章	漏えい等発生時の本人通知義務の見直し（26条2項）
第9章	オプトアウト制度 ― 制度の沿革・実態調査・改正内容（27条2項7項8項・29条1項）
第10章	命令体系の再設計・課徴金制度・罰則の強化（148条以下・176条以下）
第11章	衆参附帯決議（各14項目）と下位法令の方向
第12章	施行スケジュールと上場企業の実務対応

★POINT

第2～6章が「入口」、第8～10章が「出口」。国会審議の論点は各章に必要最小限で織り込む。

PART

1

改正総論

2026年7月17日公布（令和8年法律第56号） — 「入口を開け、出口を強くする」大型改正

改正の経緯と現在地

■ いわゆる「3年ごと見直し」（令和2年改正法附則10条）の集大成

- 令和5年11月以降の検討 → 令和6年6月の中間整理 → 令和6年12月25日の検討会報告書 → 令和8年1月9日の制度改正方針 → 法案提出。

■ 立法の経過

- 2026年4月7日 閣議決定・国会提出（「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」）。
- 2026年5月21日 衆議院特別委員会で可決（附帯決議14項目）→ 5月26日衆議院本会議可決 → 7月8日参議院特別委員会で可決（附帯決議14項目）→ 7月10日参議院本会議で可決・成立 → 2026年7月17日 公布（令和8年法律第56号）。
- 段階施行：公布日（2026年7月17日）を起算点として、原則は令和10年7月16日までの政令指定日、罰則関係等の一部は令和9年1月17日（公布後6か月）で先行施行。

個別論点の修正ではなく、定義から執行までを通貫して見直す改正。対象法令は個人情報法・番号法・次世代医療基盤法に及ぶ。本資料の条番号は公布された成立法（令和8年法律第56号）による。

★POINT

公布により施行期日の起算点が確定。猶予は長くないため、6か月先行施行部分から優先的に点検する。

改正の全体像 — 「入口を開け、出口を強くする」

利活用を広げる「入口」と、逸脱を抑える「出口」を同時に設計するのが令和8年改正の核である。

入口：利活用ルートの整備	出口：規律・制裁の強化
統計作成等の特例（2条13項・30条の2・31条の3）	漏えい等発生時の本人通知義務の見直し（26条2項）
公開要配慮個人情報の取得特例（30条の2第1～4項）	オプトアウト制度の引締め（27条2項7項8項・29条1項）
本人同意の例外の整理（相当の理由／意思に反しないことが明らか）	命令体系の再設計・第三者への措置要請（148条・148条の2）
連絡可能個人関連情報の明確化（2条8項）	課徴金制度の導入（148条の3以下）
委託を受けた事業者の規律の整理（30条の3・58条の2）	罰則の強化・不正取得罪の新設（176条・178～180条・186条）

★POINT

緩むのは「同意」だけ。同意なしで使える代わりに、公表・目的限定・制裁で縛る構造である。

改正法の全体構造（条番号の再編）

領域	主な改正・新設条文
定義の拡張	連絡可能個人関連情報（2条8項）／統計作成等（2条13項）／特定生体個人情報（16条5項）
義務規定の拡張	21条の2・30条の2・30条の3・31条の2・31条の3・35条7～10項・40条の2・58条の2・58条の3 等
匿名加工情報関係	43条～46条の2の拡張（仮名加工情報・匿名加工情報への準用）
監督・監視	第6章第2節を4目構成へ再編（第一目 報告及び立入検査／第二目 措置命令等／第三目 課徴金納付命令等／第四目 雑則）
罰則章	176条・178条～180条・186条の拡張・再配置（法人重科を含む）

条番号の再編それ自体が、定義・義務・執行・制裁を組み直す構造改正であることを示している。

★POINT

条ずれが広範に生じる。社内規程・契約書の条文引用は施行前に一斉点検が必要となる。

上場企業のデータ接点と改正論点の対応マップ

業務領域	主に関係する改正論点
株主名簿・株主判明調査・IR／SR	委託先規律（30条の3）／連絡可能個人関連情報（2条8項）／越境移転（28条）
株主総会の運営・入場管理・配信	特定生体個人情報（16条5項・21条の2・27条2項）／利用停止等請求（35条7項8項）
顧客・会員データの分析、AI活用	統計作成等（2条13項・30条の2）／委託構成との使い分け／PETs（附帯決議6項）
営業リスト・名簿購入・マージ委託	オプトアウト（27条2項7項8項）／連絡可能個人関連情報／不正取得罪（180条）
人事・従業員データ、人的資本開示	少数セルの再識別／16歳未満の保護（インターン等）／安全管理措置
クラウド・SaaS・生成AIの業務利用	委託先の直接義務（30条の3）／機械的受託の適用調整（58条の2）／越境移転
インシデント対応・開示	本人通知義務の見直し（26条2項）／命令・課徴金と適時開示・記述情報

★POINT 改正の影響は法務部門にとどまらない。IR・総務・人事・情シスの各業務が正面から当たる。

PART

2

統計作成等の規律

利活用面の中心概念 — 入口の特例と出口の拘束を一体で設計（2条13項・30条の2・31条の3）

現行法における統計情報の位置付け

■ 統計情報それ自体は規律の対象外

- 定義：複数人分の情報から共通項目を抽出し、集合物の傾向・性質を数量的に把握したもの。特定の個人との対応関係が排斥されている限り個人情報に当たらない（通則GL）。
- 帰結：作成は目的外利用（18条）に当たらず、提供も第三者提供（27条）に当たらないと整理されてきた。

■ 規律がかかるのは「出口」ではなく「入口」

- 要配慮個人情報の取得 → 原則として本人同意が必要（20条2項）。
- 他社データを集めて分析 → 第三者提供の規律（27条1項）が正面からかかる。
- 隘路は「統計情報を作れるか」ではなく「素材を本人同意なく取得・共有できるか」にあった。

令和8年改正は、この入口を開けるために「統計作成等」（2条13項）を新設し、取得特例（30条の2第1～4項）と第三者提供特例（同条5項以下・31条の3）を用意した。

★POINT

統計情報が規律対象外であることと、その素材を自由に集められることとは、まったく別の問題である。

背景① — 生成AIの開発段階とOpenAIへの注意喚起

■ 事前学習の構造的な問題

- 基盤モデルの事前学習は、ウェブ上の大量情報を機械的に収集する。病歴・信条等の要配慮個人情報不可避免的に混入する。
- 20条2項の法定例外に「公開されていること」は含まれない。学習データの収集という入口が、正面から適法性を問われる構造にあった。

■ OpenAIへの注意喚起（令和5年6月・法147条） — 4つの行為規範

- ① 本人同意なく要配慮個人情報を取得しない ② 混入しないよう可能な限りの措置を講じ、収集後も減少させる
- ③ 混入判明時は速やかに削除又は非識別化 ④ 収集停止の要請には、拒否する正当な理由がない限り応じる
- 監督当局が、生成AIの開発段階と現行法の抵触可能性を公に示した事例。改正はこれを受けた立法的手当てである。

改正後、公開情報からの取得は取得特例（30条の2第1～4項）で整理される。もっとも上記4つの行為規範は、安全管理措置の運用指針として残ると考えられる。

★POINT

改正の出発点は、生成AIの学習データ収集が現行20条2項に抵触し得るという、現実の執行事例にある。

背景② ― 委託先は独自に統計情報を作成できない

■ 従来 of 整理 ― 委託 of 範囲を超える

- ○ 委託元のために統計情報を作成する：委託業務の範囲内として整理し得る。
- × 委託先が自社のために独自に作成する：委託の範囲を超え、委託元の同意なくできない（個人情報「GLに関するQ&A」）。
- × 複数の委託元のデータを混合して横断的な統計を作成する：同上。
- 受託者側に知見・分析能力が集まっていたても、それを活かす法的ルートがなかった。

■ 改正がもたらす変化 ― 緩和ではなく別ルート of 新設

- 30条の3により、委託先の範囲外利用の禁止はむしろ直接義務として明文化される（第6章）。
- そのうえで「受託者・提供先が自らのために統計作成等を行う」場面に、第三者提供の特例（30条の2第5項・31条の3）を用意した。

「委託の範囲内で委託元のために作る」＝従来のルート、「特例により提供を受けて自らのために作る」＝新設のルート。要件も義務も異なる。

★POINT

委託先の独自作成は従来もできず、改正後もできない。だからこそ特例提供のルートが用意された。

定義（2条13項） — 5段階の絞り込み

統計の作成その他の方法により、大量の情報から、その構成要素に係る情報を抽出し、分類・比較その他の解析を行って、当該大量情報の傾向又は性質に係る情報を作成する行為をいう。

■ 条文構造（5段階）

- ① 大量情報を対象とすること ② 要素情報の抽出・分類・比較・解析を行うこと ③ 傾向・性質に係る情報を作成すること
- ④ 個人に関する情報であるものを除くこと（個人別の結果は作らない）
- ⑤ 権利利益侵害のおそれが少ないものとして委員会規則で定めるものに限られること

■ 括弧書による2つの限定

- 「個人に関する情報を除く」＝個人別スコア・推薦・個別判断は対象外。「委員会規則で定めるもの」＝最終的な範囲は規則に委任。

「分析一般の自由化」ではなく、個人に戻らない低リスクの分析に限定する概念である。

【下位法令】⑤の「権利利益を害するおそれが少ないもの」は委員会規則で定められる（個人情報事務局「政令・規則等で定める事項の全体像（案）」令和8年8月26日）。特例の射程はこの規則で確定する。

★POINT

統計情報を生成するプロセス自体を「統計作成等」として正面から法定した。

「統計作成等」の5要件 — OK／NG早見

要件	OK例	NG例
大量情報を対象	10万人分の購買傾向分析	1人の信用力判断
抽出・分類・比較・解析	年代別・地域別に分類	個人プロフィールの作成
傾向・性質を作成	疾病傾向・消費傾向の把握	個人の病歴推定
個人に関する情報を作らない	統計表・汎用AIモデル	個人スコア・個人評価
権利利益侵害のおそれが少ない	匿名的・統計的分析	差別・選別・勧誘目的

「単なる集計だから大丈夫」でも「AIだから対象外」でもなく、5要件をすべて満たす低リスク分析に限定される。

★POINT

自社の分析案件を、この5要件でひとつずつ判定できる状態にしておく。

AI開発の該当性 — 「AIなら何でもOK」ではない

AI・分析の種類	評価
大量データから汎用的な傾向を学習するモデル開発	特例の対象になり得る
個人ごとの健康リスクを推定し本人に表示するAI	慎重な検討が必要
採用候補者を個別スコアリングするAI	原則として特例の対象外
個人の政治傾向・病歴・信用力を推定するAI	特例の対象外又は高リスク

■ 工程ごとの切り分け

- 事前学習・ファインチューニングと、推論・出力の工程では該当性の評価が異なる。「AI開発」という括りではなく、工程・出力単位で判断する。

★POINT

統計作成等に「AI開発等」は含まれ得るが、工程・出力ごとに該当性を判断する。

第30条の2の全体像 — 入口・流通・出口の3トラック

① 取得（1～4項）

現に公開された要配慮個人情報を、公表を条件に本人同意なく取得できる。取扱期間中は事業者名・統計作成等の内容等を継続公表（2項）。変更時は原則事前公表（3項）。公表内容の実現に必要な範囲を超える取扱い禁止（4項）。

② 提供（5～9項）

統計作成等目的に限り、提供元・提供先双方の公表＋書面合意を条件に第三者提供できる。提供先も継続公表（6項）、変更は双方事前公表（7・8項）、利用は公表範囲内（9項）。

③ 歯止め（10～14項）

目的外利用・再提供・越境を制限し、川下へのデータ拡散を遮断する。安全管理措置等（23～25条）・個人関連情報提供時の規律（29条）を準用（14項）。

「同意」に代えて「公表」を軸に、入口・流通・出口の3段で統計作成等の枠に閉じ込める制度である。

【下位法令】公表の内容・方法、基準適合体制の内容等は委員会規則で定められる（30条の2、31条の3、行政機関等につき72条の3）。ガイドライン・Q&Aでは、特例により取り扱う必要がある場合の考え方が示される。

★POINT

緩むのは「同意」だけ。出口（10項以下）はむしろ通常の第三者提供より厳しい。

取得特例（1～4項）の三要素と「現に公開」の射程

■ 取得特例（1項）が成立する三要素

- ① 目的限定：取扱目的の全部が統計作成等目的又は統計作成等目的での提供目的であること。
- ② 現に公開：現に公開されている要配慮個人情報に限ること。
- ③ 事前公表：事業者の名称・統計作成等の内容等を公表すること（＝“入場券”）。

■ 「現に公開されている」の射程

- ○ 本人が公開プロフィールで公表した病歴・信条等／新聞記事・公開インタビューに掲載された要配慮情報。
- × 非公開DBから取得した情報／取得時点で非公開の情報／同一内容でも非公開ルートから取得したもの。

判断基準は「取得時点で公開されていること」。三要素が揃って初めて20条2項の例外として取得できる。

★POINT

「公開だから自由に使える」ではない。公開情報＋低リスク目的＋透明性が三位一体である。

提供トラック（5項） — 第三者提供特例の要件

要件	内容
提供先	個人情報取扱事業者 又は 行政機関の長等（外国の提供先は「基準適合体制」が必要）
目的	提供先の取扱目的の全部が統計作成等目的であること
公表（5項1号）	提供元・提供先双方の名称・統計作成等の内容等を公表すること
書面合意（5項2号）	「30条の2第5項に基づく提供」である旨を書面又は電磁的記録で明記すること
提供後（6～9項）	提供先は継続公表（6項）・変更は双方事前公表（7・8項）・利用は公表範囲内（9項）
再提供	同特例で受けた情報を再び本条で提供することは不可（5項ただし書）

★POINT

委託と違い「第三者提供」だが本人同意は不要。公表と書面合意がセット要件となる。

出口管理 — 「4つのブレーキ」 (10～14項)

本人同意なしで取得・提供した情報を、統計作成等の枠の外に出さないための歯止めである。

■ ① 連鎖（再提供）の禁止

- 本条又は31条の3で受領した情報は、再び本条の同意なし提供に用いることができない（5項ただし書）。

■ ② 再提供の制限

- 受領した個人データ・個人関連情報の第三者提供は原則禁止（10・11項）。法令に基づく場合等は除く。

■ ③ 越境提供のルール

- 基準適合体制を備える外国第三者へは、相当措置の継続的な実施を確保する措置＋情報の公表が必要（13項。28条3項は不適用）。

■ ④ 安全管理等の準用

- 安全管理措置等（23～25条）・個人関連情報の提供時の規律（29条1項2項）を準用（14項）。

★POINT

A社→B社は可、B社→C社は不可。川下へのデータ拡散を制度的に遮断する設計である。

改正法でも許されにくい処理（NGチェックリスト）

■ 改正は規律の「緩和」ではなく「ルートの追加」— 個人単位の処理の禁止等は維持される

- X 同一本人の複数サービス横断の名寄せ
- X 個人別の頻度・スコア・評価の作成
- X 自社独自DBとの本人単位の突合
- X 少数セルにより個人・店舗・企業が推知される粒度での出力
- X 公表義務を欠いたままの特例運用、公表範囲外のAI学習・自社サービス改善目的での再利用

「統計」「AI」という名称ではなく、個人単位に戻る処理かどうかで判断する。人的資本開示等で公表する集計値についても、少数セルによる再識別の可否は同じ視点で点検する必要がある。

★POINT

特例ルートに乗っても、個人単位処理・名寄せ・横展開は引き続き許されにくい。

委託構成 vs 特例提供 — 構造比較

観点	委託構成（27条5項1号）	特例提供（30条の2第5項）
提供先の位置付け	第三者に該当しない	第三者（本人同意の例外）
委託先の監督義務（25条）	あり	なし
公表・合意義務	不要	必要（提供元・提供先の双方向）
利用範囲の制限・再提供禁止	契約ベース	法令により直接
使いどころ	自社のために処理させる場面	委託では説明できない共同分析・データ提供

特例は「委託で説明できない場面」のための追加ルートである。まず委託で整理できないかを先に検討する。

★POINT

「25条が外れる代わりに双方向の公表・合意義務が新設」＝負担の付替えである。

国会審議の焦点 — PETsの導入が強く求められた

■ 参考人の指摘（衆議院・令和8年5月14日／参議院・6月19日）

- 基盤モデルの学習は匿名化ではない。入力データを削除・仮名化しても、モデルの出力から個人が再識別され、又は要配慮個人情報に推知されるリスクは残る。
- したがって、統計作成等特例を安全に運用する前提として、プライバシー強化技術（PETs）を重畳的に導入すべきであることが、複数の参考人から強く求められた。

■ 衆参附帯決議 第6項への結実

- 衆議院：PETsの活用について、我が国の産業競争力の向上にも資する観点から、適切なインセンティブの在り方を検討すること。
- 参議院：これに加えて、PETsの技術動向の調査研究及び事業者による積極的な活用の促進に努めることが明記された。

参議院附帯決議 第3項も、AIモデル等が行う特定の個人の識別又は要配慮個人情報の推知のリスクを十分に勘案するよう求めている。

★POINT

「入れたデータを消したから安全」では説明にならない。PETsによる出力側の検証まで含めて設計する。

PETsの重畳的適用 — 4段階のガードレール

PETs（プライバシー強化技術）の組合せによる多層的な保護が、安全管理措置及び「復元防止のために必要かつ適切な措置」の中核となることが想定される。

STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4
提供前 ・ 氏名・住所等の削除 ・ 匿名加工・仮名化 ・ 不要項目の洗出し	学習時 ・ 差分プライバシー ・ 秘密計算（秘匿計算） ・ 連合学習	出力時 ・ AIによる個人情報の検知・遮断 ・ 機微情報の遮断 ・ 出力フィルタリング	事後対応 ・ アンラーニング ・ 再識別リスクの検証 ・ 復元防止措置の点検

単独ではなく重畳的に組み合わせることが再識別・漏えいリスクの低減にとって重要であると指摘された。具体化は今後の委員会規則・ガイドラインに委ねられる。

★POINT

PETsは「あれば望ましい技術」から「安全管理措置の中核」へと位置付けが移りつつある。

PETsを実務にどう落とし込むか

■ ① 安全管理措置の対象範囲を広げる

- 入力データの管理にとどめず、モデル出力からの再識別・推知可能性の検証を安全管理措置の一部として規程化する。検証の頻度・担当・記録様式を定める。

■ ② 「相当の注意」の立証手段として位置付ける

- 課徴金の除外事由である「相当の注意を怠った者でない」ことは事業者側が示す必要がある（148条の5関係）。導入したPETsの種類・設定値・検証結果は、その最有力の証跡となる。

■ ③ 契約・調達要件に組み込む

- 分析委託・共同研究・データ提供の各契約に、採用するPETs、再識別テストの実施義務、結果の報告義務を明記する。ベンダー選定基準にもPETs対応を加える。

■ ④ 附帯決議のインセンティブ検討を注視する

- PETsの活用に対するインセンティブの在り方は継続検討事項とされた。制度化された場合に活用できるよう、導入状況を可視化しておく。

★POINT

PETsの導入記録は、統計作成等特例を使うための技術要件であり、同時に免責の証跡でもある。

PART

3

連絡可能個人関連情報

保護法益を「識別」から「接触・働きかけ」へ拡張する新類型（2条8項・31条の2）

出発点 ― 現行の個人関連情報（2条7項・31条）

■ 個人関連情報とは

- 生存する個人に関する情報で、個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報のいずれにも該当しないもの（令和2年改正・2022年4月施行）。
- 例：性別・年齢・職業等の属性、ウェブ閲覧履歴、位置情報、Cookie・広告ID等の行動履歴。

■ 現行31条の規律とその限界

- 提供先がこれを個人データとして取得することが想定される場合、提供元は本人同意の確認等を要する。
- もっとも、31条は主として「提供先で個人データとして取得される場合」を捉える規律であり、特定個人に連絡・接触・到達できる類型そのものを正面から規律する構造ではなかった。
- その結果、電話番号・メールアドレス等が直ちに個人情報に当たらないと整理されると「比較的自由に使える」と理解されがちであった。

★POINT

改正の「連絡可能個人関連情報」は、この個人関連情報の中から危険な類型を切り出すものである。

定義（2条8項） — 5つの記述等

「特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用できる記述等」を含む個人関連情報をいう。

- ① 住所等（1号）：住居・勤務先その他特定個人が所在し又は所在していた場所の所在地。郵便・信書便・電報の送達又は訪問に利用できるものに限る。
- ② 電話番号（2号）：電話又はFAX送信に利用できるものに限る。
- ③ 電子メールアドレス（3号）：電子メールの送信に利用できるものに限る。
- ④ 電気通信設備の利用者等を識別する符号（4号）：電気通信を利用した情報伝達に利用できるもの（オンライン識別子等）。
- ⑤ その他委員会規則で定める記述等（5号）。

これらが直接含まれていなくても、他の情報と容易に照合してこれらを特定できるものも対象に含まれる。

【下位法令】⑤「その他委員会規則で定める記述等」の範囲は規則で定められる。Cookie・広告ID等がどこまで入るかはこの規則で決まる。

★POINT

識別可能性ではなく、接触可能性（連絡先を割り出せるか）に着目した定義である。

定義のポイント ― 識別から接触への転換

■ 危険性の中心は、識別そのものではなく、接触・勧誘・送信・訪問・追跡の導線になること

- 住所：郵送・信書便・電報・訪問により現実世界で本人に接触する導線となる。
- 電話番号：詐欺・勧誘・取立て・嫌がらせの導線となる。
- メールアドレス：電子的勧誘・なりすまし接触の導線となる。

■ 「電気通信設備を識別する符号」（4号）の意味

- デジタル時代の「連絡先」概念を取り込む規定。Cookie・広告ID・端末識別子・アカウント識別子等も「個人情報ではないから自由」とは整理しにくくなる（範囲は委員会規則・解釈に依存）。

「個人情報」ではなく「個人関連情報」の一類型として置かれる。個人情報と同じ規律を全面適用するのではなく、危険性の高いものを切り出す構造である。

★POINT

問題は情報単体のセンシティブ性ではなく、本人に到達できること自体である。

適用される規律の整理

規律	内容
現行31条（前提）	提供先で個人データとして取得されることが想定される場合の本人同意確認等。連絡可能個人関連情報にもま ず前提としてかかり得る
改正31条の2（不適正利用の禁止）	違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による利用の禁止
改正31条の2（不正取得の禁止）	偽りその他不正の手段による取得の禁止
改正31条の3（統計作成等の提供特例）	第三者が統計作成等を行う目的で必要な場合の提供ルート（第2章参照）
準用	仮名加工情報・匿名加工情報にも同様の規律を準用（42条4項・46条の2）
監督・執行	勧告・命令（148条）／違反補助者への措置要請（148条の2）の対象となり得る

★POINT

現行31条に加えて、改正31条の2・31条の3が上乗せされると整理すると分かりやすい。

実務上の影響 ― 上場企業の接点

■ 営業リスト・見込み客リスト・名簿購入

- 電話番号・メールアドレス・所在地等を含むリストを「個人情報ではない」として自由に取得・利用・提供する整理がしにくくなる。外部購入リストは取得元の適法性の確認が前提となる。

■ IR・SR活動と個人株主への働きかけ

- 株主名簿上の住所・連絡先はそもそも個人データであるが、外部から補完取得した連絡先や、判明調査の過程で得た連絡可能情報の取扱いにも本条の視点が及ぶ。

■ スクレイピング・外部取得データ

- 公開情報からの収集であっても、特定個人への連絡・伝達に使えるものは、取得・利用の適法性を慎重に検討する。不正取得罪（180条）とも接続する。

■ 契約・社内ルール

- データ購入契約・送客契約・マーケティング委託契約・プライバシーポリシー・営業部門ルールの見直しが必要となる。

国会審議では、郵便を配達できる住所等はそもそも「個人情報」として整理すべきではないかとの参考人指摘まで示された。「個人情報ではない」ことを理由に連絡先データを自由に流通させる整理は、確実に狭まっている。

★POINT

「連絡先だから軽い情報」ではなく「本人に到達できるから危険性が高い情報」として管理する。

PART

4

特定生体個人情報

顔特徴データ等 — 見えにくく取り返しのつかない生体識別情報の特則（16条5項ほか）

背景 — なぜ顔特徴データに特則が必要とされたのか

■ 現行法上は「個人情報だが、特別扱いなし」

- 該当性：顔の骨格・皮膚の色・目鼻口の位置及び形状による容貌を変換した符号は個人識別符号（2条2項2号・施行令1条1号）。これを含む情報は個人情報。
- しかし要配慮個人情報（2条3項）ではない → 取得に本人同意は不要（20条2項の適用なし）、オプトアウト提供も可能。
- 利用停止等の請求も、35条5項の限定的要件（不適正利用・不正取得・漏えい等・利用の必要がなくなった場合等）を満たす必要があった。

■ 生体情報に固有の3つのリスク

- 不可変性 — パスワードやIDと異なり、漏えいしても変更できない。被害が生涯残る。
- 無自覚な取得 — カメラは離れた場所から非接触で作動する。同意・拒否・開示請求の機会が構造的に失われる。
- 追跡可能性 — 複数の施設・事業者間で本人を名寄せし、行動を継続的に追跡できる。

国内では個人情報委が令和5年3月に「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する事例集」を公表するなどGL外の文書で対応。国外ではGDPR9条（特別カテゴリー）、EU AI Act（公共空間でのリアルタイム遠隔生体識別を原則禁止）と規律強化が進んでいた。

★POINT

「個人情報ではあるが特則がない」という状態が、無自覚な取得と不可逆な被害を放置していた。

背景 — 立法の選択：要配慮ではなく独自類型

■ 検討の経緯

- 令和6年12月25日の検討会報告書・令和8年1月9日の制度改革方針が、本人が認識しないうちに取得され得る生体データについて本人関与の機会確保を課題として掲げた。
- 要配慮個人情報（2条3項）に加える選択肢も議論された。しかし取得に一律同意が必要となり、防犯・入退室管理・本人認証といった正当な利用まで成り立たなくなる。

■ 採られた立法技術 — 対象を絞り、規律を3点に限定

- 対象の絞り込み（16条5項）：① 身体の一部の特徴に係る情報 ② 特別の技術・多額の費用を要しない方法で取得可能 ③ 取得されていることを本人が容易に認識できない — を変換した識別符号。中心は顔特徴データ。
- 規律の限定：① 取扱時の周知義務（21条の2） ② オプトアウト提供の禁止（27条2項） ③ 利用停止等請求権の要件緩和（35条7項・8項）。取得規制は置かない。

「取得を止める」のではなく「本人が知り、後から止められる」ようにする設計。周知の実効性と停止フローの実装が、そのまま法令遵守の水準を決める。

★POINT

要配慮に加えず独自類型としたのは、防犯・認証等の正当な利用を残しつつ本人関与を確保するためである。

現行法の状況と定義（16条5項）

■ 現行法の状況

- 「特定生体個人情報」の類型はなく、生体情報は一般的な個人情報規律の適用にとどまっていた。顔特徴データのテンプレートの扱いが実務上分かりにくく、専用の保護ルールがなかった。

■ 定義（特定生体個人識別符号を含む個人情報）

- ① 身体の一部の特徴に係る情報であること
- ② 特別の技術又は多額の費用を要しない方法で取得可能であること
- ③ 取得されていることを本人が容易に認識できないもの（政令で定める）であること
- ④ それを変換した識別符号であること（⑤ その符号を含む個人情報であること）

中心的に想定されるのは顔特徴データである。生体情報一般ではなく、見えにくく取り返しのつかない生体識別情報を狙い撃ちにしている。

★POINT

本人が気付きにくい形で比較的容易に取得される身体特徴情報を変換した識別符号を含む個人情報。

適用される規律 — 三本柱＋経過措置

規律	内容
① 取扱時の周知義務（21条の2）	事業者名・住所・代表者・特定生体個人情報を取り扱う旨・利用目的・身体特徴情報の内容・開示等請求手続等を、あらかじめ通知し又は本人が容易に知り得る状態に置く
② オプトアウト提供の禁止（27条2項）	オプトアウトにより提供できる個人データから明示的に除外。提供は本人同意又は法定の例外に限定される
③ 利用停止等請求権の拡張（35条7項8項）	本人は一定の場合を除き利用停止等・第三者提供の停止を請求できる。理由があると判明したときは遅滞なく対応する
経過措置（附則4条）	施行前の通知・同意が新法所定のものに相当する場合のみなし規定がある

【下位法令】対象となる身体の一部の特徴に係る情報（16条5項）、周知義務の例外（21条の2第2項4号）、利用停止等請求の例外（35条7項10号）は政令。周知の方法・事項（21条の2第1項柱書・6号）と35条7項9号は委員会規則で定められる。

★POINT

周知義務・オプトアウト禁止・利用停止等請求権という三本柱の特則がかかる。

実装上の論点 ― 揭示・停止請求・「照合パラドックス」

■ 規律の入口 ― 「本人識別を目的とするか否か」

- 顔特徴データ＝目・鼻・口等の特徴情報を、本人識別を目的とする装置・ソフトにより本人識別できるようにしたもの（政府参考人答弁）。
- 単なる顔写真、本人識別をしない画像、人流・混雑把握、スマートシティ実証は通常の個人情報規律に服する。
- 法令に基づく取扱い、国の機関等の法令事務への協力等には、周知義務・利用停止等請求の例外が設けられる。

■ 周知の実効性 ― 「顔認証使用中」では足りない

- 21条の2は、氏名・住所・代表者・利用目的・身体特徴情報の内容・開示等請求手続まで示すことを求める。
- 揭示場所：カメラ設置施設の入口等（衆・附帯決議9項）に加え、検知対象者が十分認識できる場所等（参・同項）。

■ 利用停止等請求と「照合パラドックス」

- 停止請求には本人の顔データと保有データの照合が必要という構造的問題。政府は消去のための一時的な把握であり他目的利用は禁止と答弁。
- 実装：照合用データの取得・保管・削除のログを残し、目的外利用を技術的に遮断する。

上場企業の典型的な接点は、本社・工場の入退室管理、株主総会会場の入場管理、店舗の防犯カメラ分析。まず自社カメラの用途を仕分ける。

★POINT

「揭示すれば足りる」「請求されたら消す」では足りない。周知文言と停止フローを設計として作り込む。

PART

5

本人同意の例外の見直し

同意原則を維持しつつ、実務上必要な情報連携を明文化（18条3項・20条2項・27条1項）

見直しの全体像

■ 見直しの対象となる3場面

- 目的外利用（18条3項）・要配慮個人情報の取得（20条2項）・第三者提供（27条1項）。

■ 見直しの3類型

- ① 生命・身体・財産の保護、公衆衛生等の例外の拡張（「相当の理由」の追加）。
- ② 「本人の意思に反しないことが明らかな場合」の新設（18条3項7号・20条2項7号・27条1項8号）。
- ③ 学術研究例外の再整理（学術研究機関等に病院その他の医療の提供を目的とする機関・団体が含まれることを明示。16条9項）。

改正の核心は「同意がなくてもよい場面」を広げること自体ではなく、必要な例外を実務に即して明確化することにある。

【下位法令】「本人の意思に反しないことが明らかな場合」は委員会規則で定められる。他方、「相当の理由」による緩和と学術研究例外には政令・規則の委任がなく、ガイドライン・Q&Aのみで考え方が示される。

★POINT

本人同意原則を放棄するものではない。必要な例外を明文化・整理し直すものである。

「相当の理由」の追加 ― 何が変わったか

■ 新旧対照 ― 「同意困難」の一本足から二本立てへ

- （改正前）生命・身体・財産の保護に必要／公衆衛生の向上・児童の健全な育成の推進に特に必要 ＋ 「本人の同意を得ることが困難であるとき」。
- （改正後）これに加え「その他相当の理由があるとき」。18条3項・20条2項・27条1項の各号に共通する見直し。

■ なぜ必要だったか ― 「同意取得困難」という壁

- 従来の理解：本人に連絡できるかという物理的・技術的な可能性の問題。氏名・連絡先が判明していれば「困難」とは言えない。
- 実態：連絡できることと、同意を求めることが適切であることは別。同意を求めれば証拠隠滅・手口変更を招く場面、同意を求めること自体が本人や第三者を危険にさらす場面がある。
- 改正の意味：判断軸に「同意を求めることが相当か」を加えるもの。

個人情報事務局「政令・規則等で定める事項の全体像（案）」（令和8年8月26日）によれば、この緩和には政令・委員会規則の委任がなく、ガイドライン・Q&Aで基本的な考え方と具体事例が示される（公衆衛生の向上のために特に必要がある場合の考え方を含む）。規則の公布を待つ論点ではないため、なぜ同意を求めないことが相当といえるのかを事案ごとに記録できる体制を先行して整えておく。

★POINT

判断軸が「連絡できるか」から「同意を求めることが相当か」へ移る。理由を説明できることが要件になる。

「相当の理由」で整理し得る具体的場面

場面	法益	「同意困難」では説明しにくかった理由
特殊詐欺・不正利用情報の事業者間共有	生命・身体・財産	加害側の氏名・連絡先は判明済み。同意を求めれば手口変更・証拠隠滅を招き、共有の目的が失われる
不正送金・なりすまし・不正注文情報	財産	金融機関間・EC事業者間。被害拡大の防止には速度が要るが、本人は特定できている
カスタマーハラスメント情報の共有	生命・身体	従業員の安全確保が目的。行為者の連絡先は判明し、同意を求めれば更なる加害を誘発しかねない
児童虐待・いじめ事案の関係機関共有	児童の健全な育成	保護者の同意を求めることが、通報の発覚と児童の危険増大に直結する
製品事故・リコール時の連絡先共有	生命・身体	販売店・製造事業者間。一人ひとりに同意を求めているは安全確保が遅れる
感染症・食中毒の疫学調査	公衆衛生	医療機関・保健所・検査機関間。同意の可否が調査の網羅性を左右してしまう

共通の前提は3点 — ① 保護すべき法益が明確であること ② 同意を求めることがその法益の保護を妨げる関係にあること ③ 共有の範囲が目的に照らして必要最小限であること。

★POINT

共通するのは「連絡はできるが、同意を求めると目的が達せられない」という構造である。

「相当の理由」に当たらない場合と、社内の判断枠組み

■ 「相当の理由」があるとはいえない典型

- 手間・コスト／対象者数が多い／同意率が低い見込み — いずれも事業者側の負担にすぎず、保護法益との関係を欠く。
- 業務効率・営業機会の確保・システム改修の回避 — 事業上の合理性は判断要素にならない。
- 契約履行型の情報連携をこちらに寄せること — 本来は「本人の意思に反しないことが明らかな場合」（18条3項7号・20条2項7号・27条1項8号）で整理すべきもの。

■ 社内の判断枠組み — 記録に残す4項目

- ① 法益：生命・身体・財産／公衆衛生／児童の健全な育成のいずれか。
- ② 阻害関係：同意を求めることが、その法益の保護をどのように妨げるのか。
- ③ 最小限性：共有する項目・範囲・提供先は目的に照らして必要最小限か。
- ④ 説明可能性：判断者・判断時点・根拠資料を、事後に提示できる形にしてあるか。

国会審議では拡大解釈への懸念が示され、政府は身勝手な解釈による運用は法令違反であり委員会が監視監督する旨を答弁。附帯決議 第7項も、恣意的判断・濫用の防止と、規則における具体的範囲・判断基準の明記を求めている。

★POINT

事業者側の負担は理由にならない。保護法益と同意取得の関係を、案件ごとに記録できる形にしておく。

「本人の意思に反しないことが明らかな場合」の新設

■ 要件

- 取得の状況からみて本人の意思に反しないため、本人の権利利益を害しないことが明らかな場合として委員会規則で定める場合。

■ 想定される典型例（本人との契約履行に必要不可欠な情報連携）

- ホテル予約サイトから宿泊施設への予約者情報の提供。
- 金融機関による海外送金のための送金先金融機関への情報提供。

■ 判断基準は本人の合理的期待

- 判断基準は事業者の都合ではなく本人の合理的期待である。包括的な利用規約の片隅に記載されている程度では「明らか」とはいえない。

新設されるのは事業者に便利な例外ではなく、本人が通常予期する情報連携のための例外である。参議院附帯決議第7項は「契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合」を明示し、必要最小限であることを求めている。

★POINT

予約・決済・送金・BPO処理など、本人が通常予期する契約履行型の情報連携を整理しやすくする。

実務で何が変わるか ― 3種類の使い分け

■ ① 公衆衛生・児童保護・不正対策の情報共有（相当の理由）

- 現行法では、本人に接触可能であることから「同意取得困難」と言い切れず、情報共有をためらう場面があった。改正後は「相当の理由があるとき」を含めて整理でき、特殊詐欺・不正利用情報の共有等について説明が容易になる。

■ ② 契約履行型の情報連携（本人の意思に反しないことが明らか）

- 予約・決済・送金・BPO処理など、本人が通常予期する情報連携について、新たな同意例外で整理できる。「便利だから」「業務効率のため」は理由にならない。

■ ③ 学術研究例外

- 学術研究機関等に病院その他の医療の提供を目的とする機関・団体が含まれることが明示される。産学連携では共同研究の実質判定が重要となる。

いずれも、条文ごとに該当性を説明できる記録を残すことが前提となる。恣意的判断・濫用の防止は附帯決議第7項の要請でもある。

★POINT

同意例外は使いやすくなるが、条文ごとの該当性を説明できる記録が新たに必要になる。

■ CONTACT

お問い合わせ

弁護士法人三宅法律事務所

パートナー弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021（代表） ／ FAX 03-5288-1025

Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

※本資料は令和8年7月17日公布の改正法（令和8年法律第56号）及び国会審議に基づく分析であり、一般的な情報提供を目的とするものです。今後の政令・委員会規則・ガイドライン等の整備状況を適宜ご確認ください。